
個人情報保護の法システム

理事（教育担当）・副学長 池村好道

I. はじめに

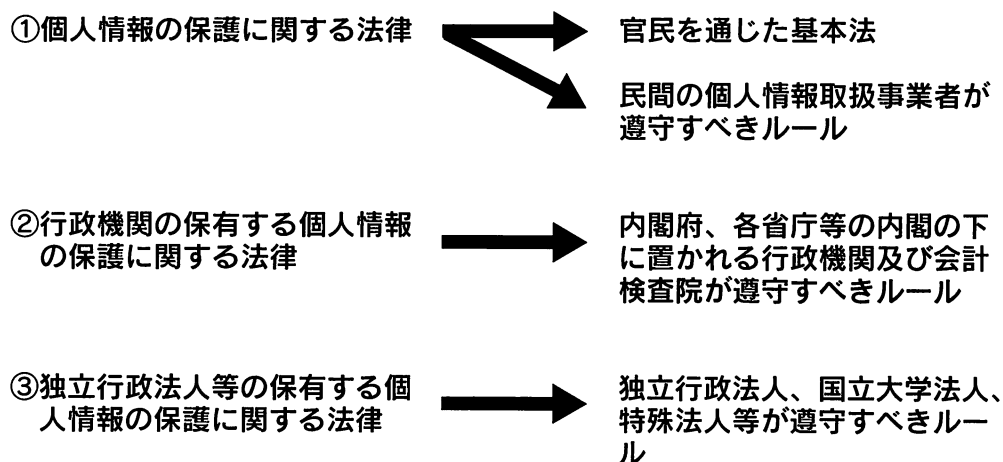
コンピューターによる膨大な情報の迅速な処理、電気通信技術の発達による広範かつスピーディーな情報伝達によって特徴づけられる今日の脱工業化社会は、一般に「情報化社会」といわれているが、「IT革命」や「e-government」といった表現が盛んに飛び交う昨今の日本社会は、まさに「高度情報化社会」と称されるに相応しかろう。

社会の情報化の進展は、確かに、社会や個人に利便をもたらす。行政や企業における活動の合理化・効率化、家庭における生活情報の容易な入手などを例にあげることができるし、在宅勤務なども絵空事でなくなるかもしれない。

しかし一方で、情報化の弊害にも注意を払わない訳にはいかず、その際は、コンピューター等の些細な事故が容易に社会全体を機能不全に陥らせてしまう危険性、情報の遍在と情報操作の可能性、といった問題に加え、個人情報の不適正な取扱いがもたらすプライバシー等の権利・利益の侵害という問題にも、極めて重大な関心が示されなければならない。

このような問題状況下で、平成15年には所謂個人情報関連5法が制定・公布され、そのうち中心的存在である「個人情報の保護に関する法律」は平成17年4月1日に全面施行され、同じく中心的存在である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の2法も、同日に施行された。

個人情報保護関連のこれら3法の関係は、大まかに示せば次のとおりである。



また、①の法律は主に民間部門における個人情報の保護を内容とし、そこでは医療、金融、情報通信の3分野が特に注目されるのに対し、②及び③の法律は規定内容面では酷似し、共に公的部門における個人情報保護を扱うものであり、従来の自治体における（個人情報保護条例を通じた）保護制度の実情に照らすと、教育情報と医療情報とが中心的な情報分野ということになる。

本学を含め国立大学法人には、上にも示したとおり、③の法律（独立行政法人等個人情報保護法という略称が一般的である）が適用されるのであり、従って以下にこの法律（以下単に「本法」と呼ぶ）による制度の骨子を摘記することとする。

Ⅱ. 個人情報保護制度の骨子

(1) 個人情報の範囲と形式

本法による保護の対象となる「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（2条2項）をいい、他の情報、例えば公知の情報との照合（モザイク・アプローチ）を通じて個人識別性が生ずるような情報も含まれる。死者が自己情報の開示を請求する余地はなく、死者に関する情報は当然には含まれないが、場合によっては、死者に関する情報が同時に生存する個人の個人情報となることもある。例えば、死亡した親の遺伝子情報は実子自身の個人情報であり、事故によって死亡した者の近親者に慰謝料請求権が発生する場合には、当該事故に関する情報は当該近親者自身の個人情報であると解される（宇賀克也・個人情報保護法の逐条解説222頁参照）。このような場合には、生存者による死者情報の開示請求が可能となってくる。

国立大学法人の「保有」個人情報は、電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成されている場合もあれば（電算処理ファイルと呼ばれる）、手作業で容易に検索できるような体系的に構成されている場合もあるが（マニュアル処理ファイル）、どちらの場合であろうとファイル化されている以上は、作成された「個人情報ファイル簿」を通じてファイルの名称や利用目的等が公表されることが原則である（11条）。但し、体系的に構成されておらず、ファイル化されていない保有個人情報、即ち法人情報の中にばらばらに存在する「散在情報」も、本法の下では開示等の請求の対象とされており、この点では「個人情報の保護に関する法律」とは異なった立法政策に依っていることになる。

(2) 個人情報の適正な取扱い方法

○ 保有の制限、利用目的の明示等

個人情報の保有に当たっては、利用目的を特定し（例えば「本学の教育・研究活動の質的充実のため」では、特定性に欠けるであろう）、その利用目的の達成に必要な範囲内に個人情報の保有をとどめなければならない。また、本人から直接書面で個人情報を取得するときは、病名

の告知が治療の妨げとなってしまうなど利用目的の明示が支障を生ずる場合や、利用目的を明示する実益が欠ける場合を除き、予め本人に利用目的を明示しなければならない（3・4条）。本人の予想していない利用のされ方への不安の解消が目的であり、民間と同様の措置が講じられている（園部逸夫編・個人情報保護法の解説123頁以下参照）。

保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止など、保有個人情報の適切な管理のための必要な措置が義務づけられ、ファイアーウォールの構築、アクセス記録の保存などの技術面での対応とともに、情報の保管場所へのアクセス制限・施錠や情報セキュリティー・ポリシーの策定、研修の実施など、組織面での対応も求められる（7条）。

○ 利用及び提供の制限

保有個人情報は、法令に基づく場合（例えば、所得税法225条1項により税務署長に支払調書を提出する場合、民事訴訟法220条により裁判所の文書提出命令に応ずる場合など）を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することを禁ぜられる。但し、個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれ（法的保護に値する程度の蓋然性）がないことを条件に、次の四つの場合には目的外利用・提供が認められる（9条）。

- ・ 本人の同意があるとき、又は本人に提出するとき（例えば、保護者に学生の成績の通知を行うとき、家族等に患者の病状等を説明するときなど。本人の同意は提供される時よりも事前であれば足り、情報取得時でなくともよいと解されるが、同意の有無については本人が自由意思で判断しえたか否かがポイントとなる）

- ・ 保有個人情報を内部で目的外利用する場合であって、そうすることに「相当な理由」のあるとき（「相当な理由」の有無の判断には客観的合理性が求められる。宇賀・前掲書240頁）

- ・ 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に対して目的外提供を行う場合であって、かつ「相当な理由」のあるとき（例えば、児童生徒の問題行動に対処するために、警察、医療機関等とのネットワークにおいて情報を提供する場合。この場合も、「相当な理由」の有無が厳しく問われよう）

- ・ 上記の三つのケース以外で、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他提供することに「特別の理由」のあるとき（本人以外への提供が本人の利益となる場合とは、意識を失った患者の治療のために血液型、既往症等の情報を提供するような場合を指す。「特別の理由」があるとは、「相当な理由」のあるときと同等又はそれ以上の公益性がある場合を指すと解釈される。宇賀・前掲書242頁）

(3) 役員・職員に対する罰則

次の行為を行った役員・職員には、夫々罰則が科される（失職した者、懲戒解雇された者等を含め、広く役員・職員の職にあった者についても同様である）。

・正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイルを提供する行為

→ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (50条)

例えば、役職員が「個人の秘密」が記録されたデータベースをオンラインにより、或いはフロッピー等に複製して、業務上必要がない者に提供した場合がこれに該当するが、「個人の秘密」とは、個人情報それ自体ではなく、非公知性と秘匿の必要性という要件を充たすものでなければならない。

・業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為

→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (51条)

例えば、散在情報を含め保有個人情報（個人の氏名、住所、電話番号など）を名簿業者に売却したり、退職後の起業に利用した場合が該当する。

・職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集する行為

→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (52条)

例えば、専ら個人的な好奇心を満足させる目的で、職務権限を装って他人の健康診断結果をコピーして写しを占有するような場合が、これに該当する。

(4) 本人関与制度

個人情報の核心部に位置するのはプライバシーであり、個人情報保護とは従って、プライバシーの権利を中心とした個人情報に関する権利を保護することに外ならないのであるが、ここに注意されてしかるべきは、プライバシーの権利の概念の変容である。即ち、プライバシーの権利は、日本では一般的に憲法13条の幸福追求権の一環として位置づけられるところ、「一人に放っておいてもらう権利 (the right to be let alone)」という元来の消極的、自由権的意味内容（最判昭44、12、24刑集23巻12号1625頁など参照）に加えて、新たに自己情報にアクセスし、これを統制するという積極的、請求権的意味内容、つまり「自己情報コントロール権 (the right to control the circulation of information relating to oneself)」をも包含するようになった、という理論的展開をみているのである（芦部信喜・憲法学Ⅱ378頁以下参照）。そして、この自己情報コントロール権のコアに位置づけられるのが、本法の保障する次の3種の権利ないしは本人関与のしくみということになる。

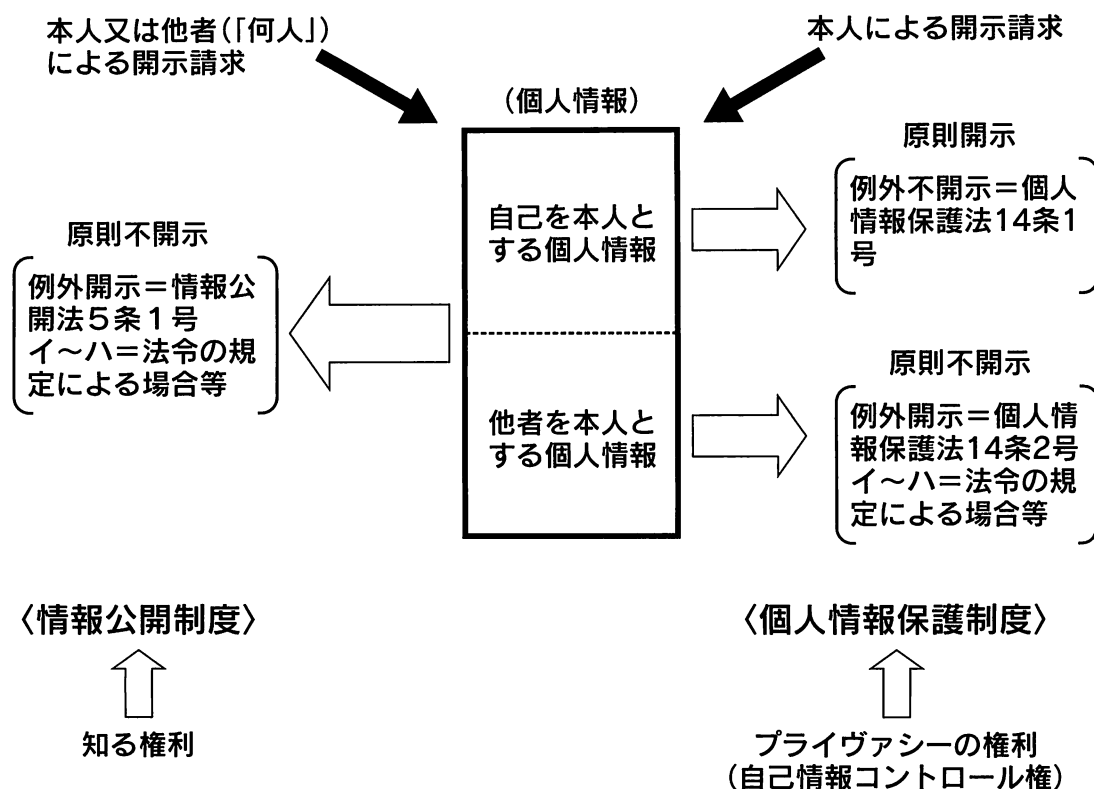
○ 開示請求

「何人も」、自己を本人とする保有個人情報について開示を請求することができる。自己情報の取扱いが適正であるか、自己情報が内容的に正確であるかをチェックするための制度である。請求権者は「何人」でもよく、国籍は問われず、日本に在住しているか否かも問題とはされな

い。但し、開示請求をするには、請求個人情報の本人であることを示す書類（運転免許証、健康保険被保険者証、外国人登録証明書等）を提示・提出しなければならない（12・13条）。開示請求に対し国立大学法人は、本法14条が定める5種類の情報（＝不開示情報）を除き、保有個人情報を開示しなければならないが、開示する旨を決定したときは、その旨と併せて当該情報の利用目的を通知しなければならない（14・18条）。

開示・不開示の決定にあたって出発点とすべきルールは、①自己を本人とする個人情報は開示が原則であるが、不治の病を知らせることが異常な速さの健康の悪化を招く場合など、本人の「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある」個人情報は、例外的に不開示とすべきである、②他者を本人とする個人情報は不開示が原則であるが、国立大学法人の役職員の職務遂行に係る情報に含まれる職や職務遂行の内容についての情報のように、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の下で開示請求があった場合に開示決定（公開）がなされるべき他者の個人情報は、例外的に開示すべきである、以上の二つであろう。

ここに窺い知れるとおり、個人情報をめぐる独立行政法人等に対する開示請求には、個人情報保護法制上のものと情報公開法制上のものがあるものであり、両者の扱いには整合性が配慮されていなければならないのであって、このしくみを大雑把に図示すれば次のとおりとなる。



○ 訂正請求

何人も、開示をうけた個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該情報の訂正（追

加、削除を含む)を請求することができる(27条)。誤った保有個人情報に基づいて誤った事務・事業が行われ、その結果個人の権利・利害が侵害されるのを防止するための制度である。国立大学法人としては、訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行わなければならない(29条)。尚、訂正請求の場合は、上記の開示請求の場合と異なり、手数料は要しない。この点は、次の利用停止請求の場合と同様である。

○ 利用停止請求

何人も、開示をうけた個人情報について、必要な範囲を超えた保有、録音をかくすなどの不適正な個人情報の取得、違法な目的外利用、違法な提供があると思料するときは、当該情報の利用停止(消去、提供停止を含む)を請求することができる。国立大学法人は、利用停止請求に理由があると認めるときは、必要な限度で利用停止を行わなければならない(36・38条)。尚、利用停止請求は、前述の開示請求及び訂正請求と同様、未成年者又は成年被後見人の法定代理人もすることができる。未成年者と親権者の意思が対立する場合は、原則として未成年者の意思が優先されるべきであろう。

因に、開示請求、訂正請求又は利用停止請求の結果等に関して不服がある場合には、行政不服審査法による異議申立て、裁判所に対する取消等の訴えの提起の途がひらかれている。

Ⅲ. あとがき

以上、個人情報保護の法システムを、国立大学法人にも適用される独立行政法人等個人情報保護法の法制度を中心に素描してきた訳であるが、そこで、最後に確認されるべきは、制度の運用・解釈を先導するものとしての「立法趣旨」ということになろう。

この点、独立行政法人等個人情報保護法を例にとれば、同法は、「独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的に掲げている。「・・・図るとともに」ではなく、「・・・図りつつ」と規定されていることからしても、個人情報の有用性への配慮との関係では個人の権利・利益の保護への配慮を優先させるべし、という趣旨を看取することができるのであって、他の2法も趣旨においてこれと異なるところはない。今後は、制度がスタートした直後の過剰反応の克服もさることながら、このような趣旨に添って事例・判例の集積が着実に進められていくことが期待される場所である。

※この小稿は、去る6月20日に学内で開催された「個人情報保護法と情報セキュリティ対策に関する講演会」での講演内容に、更に理解を深めて戴くために、根拠条項を明記するなど、一定の内容を付加したものであります。